

## 1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるものとされた。

このことを鑑み、本組合会計年度任用職員の勤勉手当についても所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

## 3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われる見込みである。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法（昭和22年法律第67号）

## 6 条例制定による予算措置

なし

## 7 添付資料

新旧対照表